

住まいを
所有している
皆さまへ

～住まいの「終活」考えてみませんか？～

「わが家の終活ノート」を作成しました

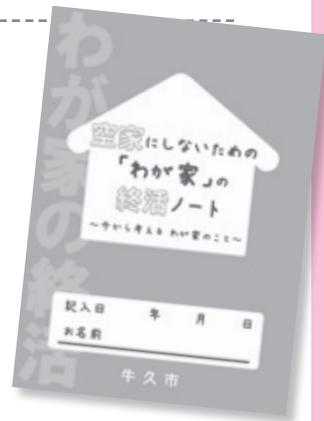
空家になる要因の半数以上が相続によるものと言われており、将来、住まいをどのように引き継ぐかをあらかじめ考え、ご家族で話し合いの場を持つことは、空家の発生予防につながります。

そこで市では、空家の発生予防の新たな取り組みの1つとして、住まいを所有している方の住まいについての活用方法や気持ちをお元気づちから整理するとともに、相続などの話題にしにくいことをご家族で話し始めるきっかけにもらうため、住まいに重点を置いたエンディングノートとして「わが家の終活ノート」を作成しました。

できることから始めることで、ご近所の方に迷惑をかけてしまう空家にならないよう備えるとともに、将来、ご家族への負担を減らすためにもこのノートをご活用ください。

【設置場所】空家対策課窓口ほか各公共施設 ※市ホームページでもご覧になれます

問 空家対策課 ☎内線2531 FAX.872-2955 [E akiya@city.ushiku.ibaraki.jp](mailto:akiya@city.ushiku.ibaraki.jp)



ごみ&
リサイクル

ポイ捨ては違法です！

空き缶やタバコなどを道端などにみだりに捨てる行為は、「ポイ捨て」などと軽い言葉で表現されることがありますが、罰則の対象にもなる違法行為です。ポイ捨てされたごみには、捨てた人の道徳心の低さが映し出されています。ポイ捨てに対する抵抗感をなくしてしまっている方は、「ポイ捨てはいけないこと」という意識を取り戻してください。

！ タバコ1本でも違法です

《廃棄物の処理および清掃に関する法律(抜粋)》

[第16条] 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

[第25条] 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

[第25条第1項第14号] 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者



問 廃棄物対策課 ☎内線1572